

どちらを選んだらいいの？

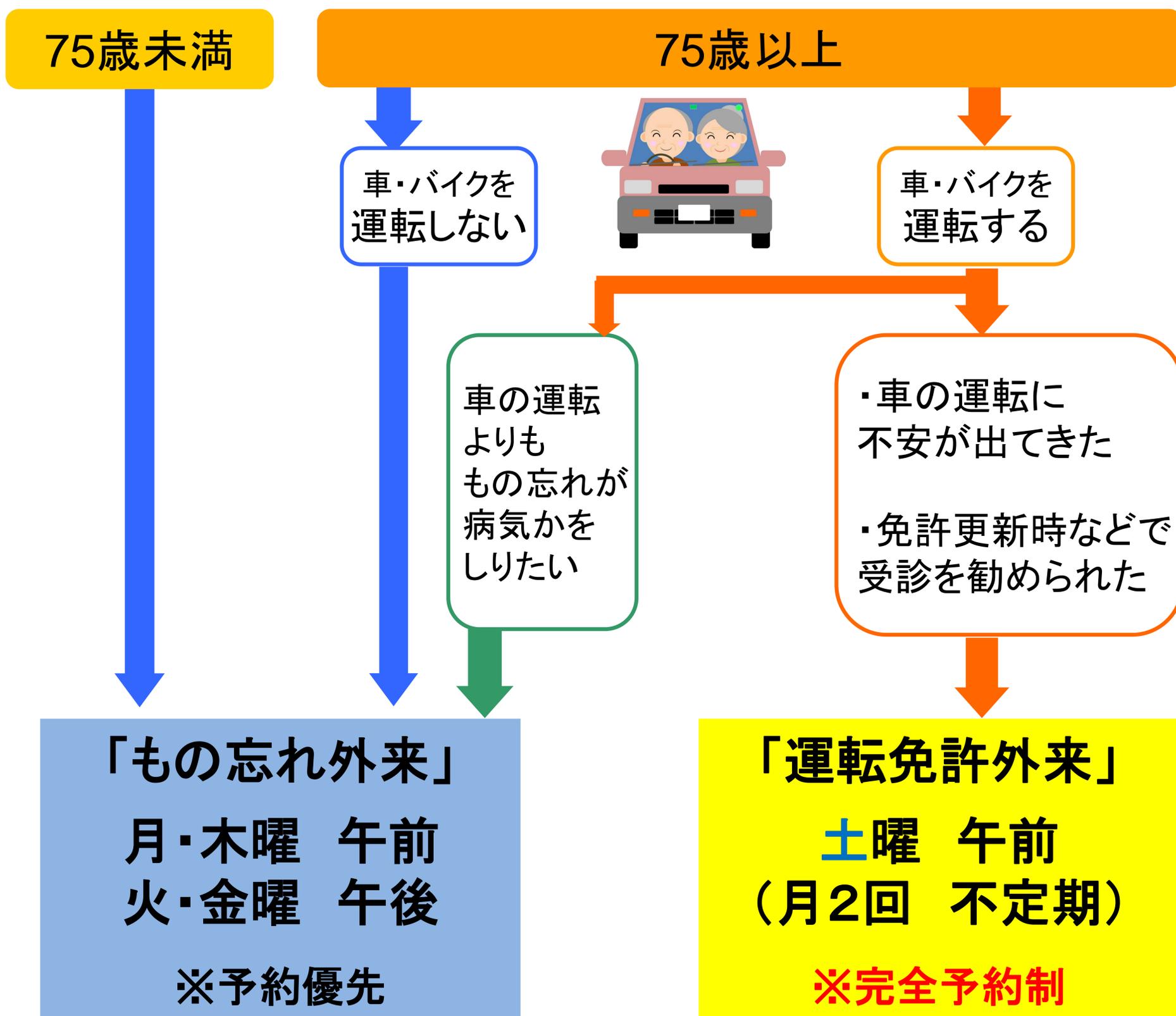
「もの忘れ外来」と「運転免許外来」の違い



平成29年3月12日の道路交通法改正により、免許更新時などの「認知機能検査」で**「認知症のおそれ」があると判定された75歳以上の人**は、交通違反の有無に関わらず、**医師の診断書の提出**が求められます。
平成29年4月から、川崎医科大学附属病院では、「運転免許外来」を開設しました。



「認知症」の診断には、現在の健康状態の情報が大切です。
かかりつけ医がある方は、紹介状をぜひお持ちください！



「運転免許外来」の開設日については、
予約センター電話番号 086-464-1548 までお尋ねください。